

地域住民を対象とするむらづくり人材育成事業の実態と特徴

台湾の農村再生条例における培根計画を事例として

Contents and Characteristics of Human Resource Development Project which Target Local Residents

Analysis of Manpower Training Plan in Taiwan

王 忠融* 九鬼康彰** 星野 敏** 橋本 禪**

Chung-jung WANG*, Yasuaki KUKI**, Satoshi HOSHINO** and Shizuka HASHIMOTO**

(*京都大学大学院農学研究科) (**京都大学大学院地球環境学学堂)

(*Graduate School of Agriculture, Kyoto University) (** Graduate School of Global Environmental Studies, Kyoto University)

I 研究の背景

現在の台湾の農村は様々な問題を抱えている。農村地域の若者の多くが都市に移住したことで、人材・人手不足や少子高齢化が深刻化している。また、都市部に偏った発展政策により農村地域の整備が遅れる一方、無秩序な農舎や農業住宅の乱開発によって起きる農村地域の環境や景観の破壊も看過できない。政府はこれまでに様々な農村整備事業を行い、農村地域の公共機能を補いつつあるが、農村の環境保全や農村に相応しい整備、農村地域での人材育成、農村景観の保全、防災といった部分への対応はまだ不十分である¹⁾。

こうした問題を解決するため、2010年7月に農村再生条例⁽¹⁾が立法院を通過し、同年8月に公布、施行された。条例は農村の活性化と再生を促進し、生産の基礎条件を改善し、農村の生息及び文化を維持し、生活の質を向上し、豊かで美しい農村を建設することを目的としている²⁾。また政策実現のための予算は、特別支出金専用の農村再生基金を設立して捻出することとされ、2011年から10年間にわたって2000億元が投入され、4000の農村社区⁽²⁾と60万世帯に利益をもたらしている³⁾。

農村再生条例は、主に農村地域における防災施設や農村整備事業を担当する農業委員会水土保持局(以下、水土保持局と表記)が主管している。条例の下で農村再生を進めるには、ボトムアップや住民参加により社区住民が農村再生計画を作成する前に、当事者の住民を対象に水土保持局が設計した培根計画(=人材育成事業)⁽³⁾を行うことが義務づけられている(条例第30条)のが特徴である。水土保持局では農村地域での人材育成事業を2004年から継続的に行っており、これは条例の施行に伴って農村再生計画に合併された。2012年2月までに台湾の農村地域4,232の約半数にあたる1,922の社区で本事業の実施が認定された⁴⁾。

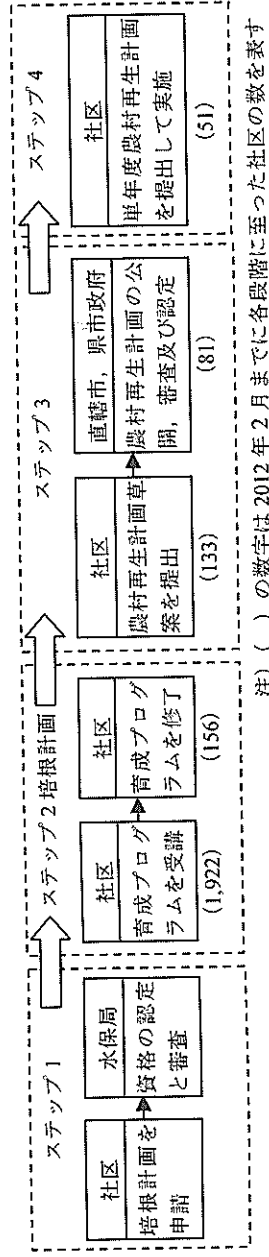
II 本研究の目的及び方法

1 先行研究と本研究の目的

農村地域の課題を解決できる人材の育成は台湾のみならず、「計画の先にある実践に結びつけるための手順や方法について開発・改善の余地」が大きい⁵⁾日本のむらづくりにおいても重要なテーマである。人材育成に関する先行研究として、台湾では社区營造規劃師⁶⁾や社区營造センター⁷⁾といった地域外部の支援者育成を目的とした事業、わが国では当該地区以外の住民を派遣コーディネーターとして育成する茨城県常陸太田市の事業⁸⁾などがあるが、計画の作成と実践を支援する者の育成が議論の中心であり、当事者である住民に対する育成事業を扱ったものはみられない。その点、培根計画のような地域住民を直接育成する手順を計画作成前に位置づけている農村再生条例は、計画の作成と計画作成後の実践の両方に有効なシステムと考えられるため、その具体的な内容を把握することが必要と言える。しかし培根計画に関する先行研究⁹⁾では、水土保持局が大学に提供した培根計画の受講者対象のアンケート調査結果を元に社区住民の共同意識が向上した、住民参加の機会が増えた、などの効果が指摘されているが、肝心の培根計画の具体的な中身については明らかにされていない。

そこで本研究では培根計画の手順と内容、そして具体的なプログラムの特徴を明らかにすることを目的とする。また行政の培根計画に対する評価から、その効果や推進面での課題についても考察する。これは現場で農村再生条例を担当する職員自身の経験に基づく評価を先行研究⁹⁾で明らかにされた住民側の評価と比較することによって、今後の条例の推進上の課題がより具体的に浮かび上がると考えたからである。

2 研究の方法



注) () の数字は2012年2月までに各段階に至った社区の数を表す

図1 農村再生計画の実行手順

Fig.1 Process of Rural Regenerative Project

研究は以下のように進めた。まず、農村再生条例と培根計画に関する文献や行政資料、新聞記事等を集集し、その手順やプログラムの内容について整理して特徴を明らかにした。次に、2012年3月16日から27日にかけて農村再生計画を担当する水保局の職員（本局と台北、台中、南投、台南、台東、花蓮の6分局の各々1〜3人、総計11人）に対し、ヒアリング調査を行うとともに、農村再生計画を担当する全職員^(注4)を対象とするアンケート調査も行った。アンケート調査票の総配布数は64人、回収は47人で有効回収率は73.4%だった。2つの調査では、農村再生条例の概要の他、培根計画について重視しているポイントや農村再生計画そのものを推進するための課題、職員の地域づくりに関する経験等のプロフィールななどを把握した。これらのデータを用い、行政側の視点からの培根計画に対する評価を考察した。

III 事業内容の分析

1 事業実施の基本構造

農村再生計画の手順は以下に述べる4つのステップで構成されている(図1)^(注5)。①水保局は農村再生計画の説明会を開催して社区に伝え、興味を持った社区は計画に申請する。水保局で申請社区の受講資格^(注6)を審査し、認定された社区はステップ2に進む。②後述する講義や地域調査、討論会、ワークショップ、演習などを受講しながら農村再生計画の作成に必要な知識を習得し、最終段階では社区の農村再生計画草案を作成し、修了が認定されると農村再生計画の提案資格を取得することができる。③各社区では社区会議を開催して計画草案を修正し、直轄市あるいは県市政府に計画書の草案を提出する。提出された草案は地方自治体で一定期間公開され、審査の後、計画書が認定される。④計画書から単年度の実施予定分を抽出した再生計画を地方自治体に提出して補助金が支給され、事業の着手が可能となる。

農村再生計画書には社区全体の環境改善や公共施設の建設、個別の住宅改善、産業活性化、文化保存、生態保全、土地利用計画及び公共施設構想、実施後の維持管理

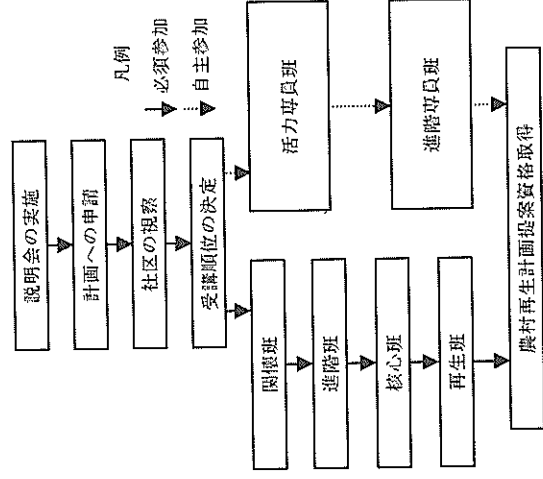


図2 培根計画の手順

Fig.2 Process of Incubation Projection

及び財務計画などの内容が含まれる(条例第9条)。水保局の資料によると2012年2月までに、1,922の社区が培根計画を受講し、156の社区が育成プログラムを修了した。また133の社区が農村再生計画草案を提出し、81の社区の計画書が認定され、51の社区が単年度の農村再生計画を提出して事業を行っている。

2 培根計画の内容

水保局職員へのヒアリングや行政資料^(注7)から、培根計画の手順を整理した(図2)。培根計画では、社区は約2〜4年の人材育成プログラムを受講して農村再生計画草案を作成することを最終的な目標としている。計画の実施手順は、①水保局とサポーター組織が説明会を行い、人材育成計画や農村再生計画の内容を参加した社区代表者に理解させる。②社区が事業に関心を持った場合、社区營造協会や社区内の他の地域組織が水保局に申請を行う。③水保局が視察団を組織して申請のあった社区を視察する。視察団は本局、分局、直轄市、県市政府、郷(鎮、市、区)公所、サポーター組織、専門家などの3人以上で構成される。④水保局分局長が召集人として選抜委員会を開催する。委員会は本局と分局、直轄市、県市政府代表、専門家の3人以上で構成され、申請社区の健

全度や動員度（地域イベントの参加程度）、計画参加の意志等の条件によりプログラムを受講する順位を決定する。

⑤各社区では住民全員を対象に、4つのレベル（関懐班から再生班）が設定されたプログラムが実施される。講義は必修と選択の2種類に分けられている。講義以外の科目は全て必修である。一方で同時期に培根計画を受けている複数の社区の地域リーダーを対象として、自主参加形式の2つのレベル（活力専員班と進階専員班）から成るプログラムも行われる。⑥4つのレベルのプログラムを全て受講した後、表1に示す基準によって修了が認定されると、農村再生計画の提案資格の取得に至る。

3 育成プログラムの講師の登録状況

ヒアリングによると、水保局が培根計画の実行において重要視しているのは講義を担当する講師の質の確保である。講義の内容や農村再生計画の特徴で分類した専門家データベースを水保局は用意しており、受講者はそれを閲覧して講師を選び、講義を受けることになっている。2010年時点でデータベースには政策法律系（農村再生政策、関連政策と補助、土地利用に関する法律）70人、社区營造と農村計画系（社区營造、社区資源調査、社区憲章、農村計画、社区財務経営管理、地域ガイド技術）245人、公共施設と環境整備系（防災施設、景観計画、園芸と植物、エコ建築、環境配慮工法、草の根の環境整備、CO₂削減対策）167人、産業活性化系（農産品・手工芸品生産販売、レジャー農業とグリーンツーリズム、地域食料・料理開発、農産物加工等）131人、文化保存系（伝統集落、建築、景観保存、伝統芸術保存、地方文化歴史保存）98人、生態保全系（生息地保全、動物生態、植物生態）64人、情報管理系（電子商務、パソコン操作、ホームページ経営）21人が登録されている⁴⁾。

データベースには学者や専門家、サポート組織、社区、県政府から推薦された人が、水保局が設置した培根師資委員会での審査を経て登録される。推薦を受けられる人には国内の大学及び大学院の教員のほか、国家資格で認定された技術者（建築士など）や農村関係の仕事の経験が2年以上ある者、伝統技術関係者、農村再生条例業務の担当者（県政府職員）の5種類があげられる³⁾。

4 講義内容の特徴

資料³⁾、⁴⁾をもとに、各レベルにおけるプログラムの実施内容を表2にまとめた。これによると最初のレベルでは講義時間は6時間と短く、全てが講義形式であるのに対し、第2レベル（進階班）以降では講義時間も増え、見学や演習といった形式も用意され、学習の進行に伴ってより実践的な内容になっていることが分かる。また講義内容をみると、農村再生計画に含まれる項目と関連する防災や産業活性化といった講義の他にも地域資源マッ

表1 培根計画の修了基準³⁾

Table 1 Criterion for complete of the rural regeneration

社区の規模	incubation projection	
	社区の規模の基準	修了の基準
大型	400世帯または1600人以上	講義を受けた人が40人以上
中型	200～400世帯または800～1600人以上	講義を受けた人が30人以上
小型	200世帯または800人未満	講義を受けた人が20人以上

ブづくりやSWOT分析といった地区の診断手法、助成金等に関する情報の収集方法や会議の運営方法など農村再生計画を作成して実践するための実用的な技術も含まれており、その多様性がうかがえる。こうした多様な講義内容は前項でみた豊富な講師陣によって支えられていると言える。

次に必修科目と選択科目の講義名及び内容からキーワードを抽出して分類した結果（表3）、ワークショップ等の地域の課題に関する話し合い技術は全てのレベルで講義や演習が設けられており、育成プログラムにおいてそうした技術が計画の作成や実践に重要と位置づけていることが読み取れる。また、地域リーダー向けの講義内容の特徴として、計画書作成のためのツールの操作習得や組織経営が重視されていることも看取できる。

さらに育成プログラムでは、地域資源マップづくりなどの地区の課題に対する関心を喚起する講義や他地域の事例及び経験の学習は前半のレベルに限定される一方、後半では環境改善といった実際の計画案作成の作業に時間が割かれ、特に第4レベル（再生班）では24時間のうち18時間がそうした作業に充てられている。加えて循環型社会や防災といった地域の課題に関する基礎知識は第2（進階班）、第3レベル（核心班）で学ぶなど、長谷山¹⁰⁾が描いた地域活力向上のプロセスと次の点で共通するプログラム構成になっていることがうかがえる。すなわち動機付けから始まり、次に地域資源マップづくり等を通して地区の問題の整理や意識化が図られ、地域の課題に関する基礎知識を学びアクションプランの作成を行うことで行動が推進される一方で、ビジョンの作成によって願望や共通の目標などの整理が行われ、演習という行動を通じて活動が推進される向上に有効と捉えることができ、計画の実践に結びつけられる一つの手法と言える。

一方、各県や市で独自に実施された選択講義に注目すると、3つのタイプに分類できる。①地域防災や産業活性化と農産品加工、文化財の保存と再利用方法、農村再生社区憲章づくり、低炭素社会実践法のように全国共通のメニューにある、同じテーマを延長したもの。②観光産業の発展や廃棄物処理及び再利用、景観と空間再利用、社会福祉と社会サービス、資源と生態保護のように全国

表 2 培根計画の講義実施内容^{3), 4)}

レベル	開講班	進階班	住民向け	核心班	再生班	(活力・進階) 専員班
対象	地区発展向け					地区発展向け
講義時間	6 時間	26 時間	36 時間	24 時間	18 時間	
内容	3 時間 (必修講義) 3 時間 (選択講義)	9 時間 (必修講義) 9 時間 (選択講義) 8 時間 (見学)	12 時間 (必修講義) 12 時間 (選択講義) 12 時間 (演習)	6 時間 (必修講義) 6 時間 (選択講義) 12 時間 (演習)	12 時間以上	
最小参加人数	30 人	25 人	25 人	20 人	3~5 人	
講義修了認定のポイント	地域発展のニーズ把握	地域資源調査資料と地図、地域発展課題と対策、見学感想	地域環境改善と活性化演習、地域課題のアクションプラン、地域ビジョン	地域会議と討論会、農村再生計画草案	なし	
補助金	なし	資源調査費用：2 万円 見学費用：5 万円	演習費用：10 万円	演習費用：25 万円		
目標	1. 農村營造と農村再生の概念を理解する 2. 住民参加の理念を理解する	1. 地域の問題を発見し、自らの地域の資源と特徴を理解する 2. 他の地域の経験を学ぶ	1. 地域に関する主題を深める 2. 計画申請書に関して、書く能力と提案能力を高める	1. 地区に関する全ての計画を検討して修正する 2. 地区で会議する能力を養成する 3. 住民向け講義のサポート 4. 農村再生計画の立案	1. 各事務に対応する能力の養成 2. 外部との連絡力と内部調整力の養成 3. 住民向け講義のサポート 4. 農村再生計画の立案	
講義内容	1-A: 農村再生計画と法律ガイド (3) 1-1: 農村発展事例紹介 1-2: 地域課題のワークショップ (漁村発展事例紹介) 台北、桃園、台東 (防炎) 台東、屏東、台南 (部落建設) 台東、屏東	2-A: 地域資源の調査と地域地図づくり (3) 2-B: 農村発展課題と対策と SWOT 分析 (3) 2-C: まちづくり経験者のノウハウ共有と他の地域見学 (8) 2-D: 地域組織の運営方法 (3) 2-1: 農村発展のコンセプト (社会營造概論) 苗栗、嘉義 2-2: 地域防災 2-3: 農村の歴史文化調査 2-4: 気候変動と低炭素社会	3-A: 地域ビジョンづくりとアクションプラン (3) 3-B: 地域計画づくりの演習 (3) 3-C: 農村再生地区憲章づくり (3) 3-D: 農村の美学 (3) 3-E: 地域環境改善と活性化演習と実践 (12) 3-1: 地域防災計画	4-A: 農村再生計画草案討議と修正 (3) 4-B: 地域会議演習と操作技術 (3) 4-C: 地域環境改善と活性化演習と実践 (12) (廃棄物処理、再利用) 宜蘭、新竹、嘉義、花蓮 0-5: 地区組織財務予算の計画作成 0-6: 指導力と管理 0-7: 地域発展と連携 0-8: 地区資源調査 0-9: 優良事例紹介 0-10: 温暖化と気候変動	0-1: 計画書の作成と提案 0-2: 農村營造発展と業務 0-3: パソコン操作 0-4: 農村再生計画書の起草 0-5: 地区組織財務予算の計画作成 0-6: 指導力と管理 0-7: 地域発展と連携 0-8: 地区資源調査 0-9: 優良事例紹介 0-10: 温暖化と気候変動	
実施地区	829	535	247	311	不明	

注) 講義内容において灰色に着色された欄は全国に共通する必修科目『数字・アルファベット：講義テーママ (講義時間)』と選択科目『数字・数字：講義テーママ』を表し、無着色は各県や市で独自に実施された選択科目『(講義テーママ) 実施県、市』を表す

表 3 講義内容の分類結果

カテゴリー		Table 3 Classification of lectures by 10 categories referring planning capacities			
カテゴリー	内容	関係班	進階班	核心班	再生班
政策や法律の理解		1-A			専員班
地域の課題の発見、関心の喚起		1-2	2-A, 2-3	3-4	
地域の課題の話し合い技術		1-2	2-B, 2-5	3-A, 3-5	0-8
他の地域や経験者からのノウハウの学習		1-1	2-C		0-9
地域組織の経営と管理			2-D, 2-7		0-6, 0-7
地域の課題に関する基礎知識 (防災、循環型社会等)			2-1, 2-2, 2-4, 2-6		0-2, 0-10
計画や地区憲章の作成				3-B, 3-C	0-1, 0-4
計画の実践、維持				3-E	
新たな情報 (補助金等) の知識					0-5
計画書作成の基本ツール (パソコン等) の操作					0-3

注) 灰色に着色された欄は全国に共通する必修科目に該当することを表す

共通のメニューには存在しない地方独自のテーマ。③事業補助金の会計と手続きのように社区幹部向けの講義に相当するが、一般住民向けにも行われた講義。これを踏まえると、①に該当する講義の延長の検討や②に該当するテーマは全国共通の課題である場合が多いため、それらの基礎知識の講義を選択科目に追加する、③に該当する講義の一般住民向けへの変更、がプログラムの見直し可能な点として指摘できる。

IV 行政の培根計画に対する評価

アンケートから職員の地域づくりに関する経験をみた結果、「経験なし」が46.3%と最も多く、次いで「少しある」が44.7%、「十分ある」は8.5%であった。また本局の職員は経験なしの割合が27.3%と最も少ない一方、台東分局は80.0%と最も多かった。ヒアリングによると、現在の職員は防災や工事などのハード整備に関する専門知識を備えているが、地域づくり等のソフト技術に関する知識はこの部署に配属されてから勉強した人が多い。またアンケートによると、ソフト技術に関する知識は同僚(80.9%)や上司(72.3%)、研修会・学会(59.6%)、職員訓練(55.3%)、各地の見学(53.2%)、仕事上の付き合いが多い社区(51.1%)から得ていた。

またヒアリングの結果、人材育成プログラムの効果として3つの点があげられた。1点目は、これまで地域に関することを住民同士で話す機会は少なかったが、受講を通じて、話す機会が増えたことである。2点目は講義を通じて自らの地域に賦存する資源や環境への理解が深まり、課題への関心も持つようになるだけでなく、それが住民全体に共有化されることである。これらは先行研究⁹⁾における住民評価とも一致する。3点目は地域に固有の文化や資源を認識できるため、住民が自分のアイデンティティを確立し、地域に対する誇りが高くなる点であるが、この指摘は先行研究⁹⁾ではみられない。

逆にアンケートの結果、課題として次の2点が指摘された。一つは地域に存在する組織間には政治や利益において対立関係、あるいは交流したことのない場合があるため、そもそも農村再生計画に申請できない、もし申請して採択された場合でも育成プログラムの過程での調整や合議が難しい点である。もう一つは慣習的なことだが、従来の地域計画は施設建設を中心とする内容であったため、多くの社区が要望するのはいまだにハード整備に偏重する傾向が強い点である。また、人材育成などのソフト技術に対する理解も行政側から見れば十分ではない。

そこで、育成プログラムの受講を通して住民が身につけられる10個の能力(表3のカテゴリーに一致)^{注1)}

を重視する順に並べてもらい、それを1位(10点)から11位(0点)に得点化した。その結果、1位は地域の課題を発見、関心の喚起(408点)で、以下地域の課題の話し合い技術(393点)、地域組織の経営と管理(316点)、計画の実践、維持(267点)、計画の作成(217点)、地域の課題に関する基礎知識(203点)、基本ツールの操作(165点)、他の地域や経験者からのノウハウの学習(146点)、社区憲章の作成(136点)、政策や法律の理解(115点)、新たな情報の知識(109点)となった。またこれは地域づくりに関する経験の有無に関係なく、ほぼ同じ結果を示した。このことから、行政は計画や社区憲章の作成といった実務上の成果よりも、計画の作成と実践に必要な基本能力を重視していることが言える。それは上位3つの能力がいずれも人材育成プログラムにおける前半の必修科目として位置づけられていることから裏付けられる。ただ、住民に課題の発見や関心を喚起する能力の開発を求めている事実は、農村地域の住民のそうした能力がまだまだ低いことの表れとも考えられる。そのため人材育成プログラムにおける前半部分は特に重要と言える。

さらに農村再生計画の推進に与える影響が大きいと考えられる8つの項目について、同じく重要性を順位づけで尋ねた後に得点化した結果、1位は培根計画と農村再生計画のパッケージ化(267点)であった。以下はサポート組織の支援(192点)、行政の支援(134点)、複数の行政機関の統合(133点)、公募方式の導入(132点)、複数の地域連携(103点)、計画の実施に対する予算措置(99点)、地元で受講できること(84点)の順であった。人材育成と計画の作成が培根計画の中で連動していることは、この事業における最大の特徴であり、これが農村地域の再生を進める原動力になり得ることを当然ではあるが、行政はよく認識している。一方で、行政側は地元にとってのインセンティブ(予算措置や地元での受講)を重視していないことが明らかになった。農村の再生に取り組む地元にとっても第三者や行政の支援が重要であることは言を俟たないが、それ以上にインセンティブの有無は重視されると考えられる。この齟齬を埋める工夫が人材育成プログラムに仕組まれることが必要であろう。

V まとめ

研究の結果、台湾の農村再生条例における人材育成プログラムのには次のような特徴があることが分かった。まず講義の内容について、座学だけでなく見学や演習といった形式にとどまらず、むらびづくりに関わる一般的な知識以外にも課題の発見方法や話し合いの技術や組織運営などの広範なメニューを用意していることが特徴として

抽出できた。また内容の充実ぶりは水保局が重視する豊富な講師陣に支えられていることも明らかになった。

さらに人材育成プログラムでは住民の動機付けや地域課題に関する知識の習得が重視されていること、同時に計画案の作成という実践も組み込まれていることが特徴として得られた。このプログラムは地域活力の向上プロセスと共通点が多く、計画作成後の実践にまでつながることを意識して設計されていると考えられた。

注

注1) 台湾では一般法は法律であるが、特定の政策目的実現のための法律は条例として公布される²⁾。

注2) 市区とは徐¹⁾によると community の訳語で、日本の“まち”とほぼ同じ意味を持つ。本研究では培根計画や農村再生計画の助成を得るために、法律に基づき社區発展協会等の組織を設立した地区を市区と呼ぶ。

注3) 台湾では「計画」とは政府の事業とほぼ同じ意味で用いられる。

注4) ヒアリングを行った職員から配属人数を聞き、管理職も含めた職員数の調査票を約1週間留め置きし、回収した。したがってヒアリングの回答者11名はアンケート調査の回答者でもある。

注5) 入手した資料^{3), 4)}を整理した後、水保局へのヒアリング調査によって確認、補完を行った。図2及び表2も同様の手順で作成した。

注6) 農村市区であることが資格となる。農村市区とは「非都市で既に一定規模を有する集居集落及びその近隣で全体的発展の必要がある区域を指し、その範囲は原住民族地区を含む(条例第3条)」²⁾。注7) 条例第9条によると計画の作成は必須とされているが、社區憲章の作成は「農村再生計画の公共施設、建築物及び景観を管理並びに維持保護するために社區憲章を定めることができる」(第20条)

2) 任意事項であるため、アンケートでは「計画や社區憲章の作成」を「計画の作成」と「社區憲章の作成」に分けた。

引用文献

- 1) 陳 武雄 (2009): 通過農村再生條例不能拖, 農政與農情, 202, 6-9.
- 2) 東 正則 (2011): 台湾の「農村再生条例」の活用方向について, 工学院大学研究報告, 110, 65-75.
- 3) 行政院農業委員會水土保持局 (2011): 『推動農村再生手冊』, 行政院農業委員會水土保持局出版, 南投.
- 4) 農村再生培根計画, <http://empower.swcb.gov.tw/>, 2010年7月15日, 2011年5月11日.
- 5) 広田純一 (2010): 改めて地域づくりを考える—地域力向上の視点から, 農村計画学会誌, 28(4), 401-404.
- 6) 張 翠萍 (2005): 台北市の「社區營造」活動における支援の実態に関する研究—台北市の「社區規劃師」制度を事例として, 日本都市計画学会都市計画論文集, 40(3), 79-84.
- 7) 村田香織, 吉村輝彦, 渡辺俊一 (2005): 台湾におけるまちづくりの人材育成・活動支援システムの特徴及び課題—『社區營造センター』を事例として, 日本都市計画学会都市計画論文集, 40(3), 541-546.
- 8) 福与徳文, 遠藤和子 (2009): 地域づくりコーディネータ育成プログラム—茨城県常陸太田市「わがまち地元学事業」の事例から—, 農業農村工学会誌, 77(5), 367-372.
- 9) 楊 婉慧 (2010): 農村再生培根計畫執行成效檢討之研究, 中興大學水土保持所碩士論文, 199p.
- 10) 長谷山俊郎 (1996): 『地域活力向上のデザイナー—の人と組織』, 農林統計協会, 東京.
- 11) 徐 震 (2004): 台灣社區發展與社區營造的異同—論社區工作中微視與鉅式的兩條路線, 社區發展季刊, 107, 22-32.

Summary: This study aims to grasp the characteristics and execution of human resource development project "Rural rejuvenation projection and Manpower training plan" in Taiwan. The project which is public policy to develop the rural community's resident to participate and concern their community problem, make future development's vision, action plan and finally complete their own rural rejuvenation plan. Finally three characteristics were clarified: 1) Lecture is not only indoor lecture but also visitation, workshop, negotiation technology, laboratory etc. 2) The lecturer's teacher from designed abundant teacher data base 3) project is respect the resident's motivation and how to solve the real problem.

キーワード (keywords): 人材育成 (human resource development), 培根計画 (Manpower Training Plan), 農村再生条例 (Rural Rejuvenation Act), 台湾 (Taiwan)

(2012年5月20日 受付)

(2012年9月16日 受理)